



告示第137号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を  
定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年8月30日

八頭町長 吉田 英人



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所 八頭町産業観光課、八頭町のホームページ
- 3 本公告により、八頭町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 【別紙】

整理番号	所在・地番	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R2-263	八頭町見槻中507-13	山林	0.3708 (0.3015)	5年 (令和4年9月1日～令和9年8月31日)	
	八頭町見槻中562-5	山林	0.64 (0.1063)	5年 (令和4年9月1日～令和9年8月31日)	